

不法投棄や野外焼却は禁止されています

■不法投棄は犯罪です！

事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろんのこと、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることは法律により禁止されています。

これに違反して廃棄物を捨てた場合には、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はその両方）**が科せられ、未遂も罰せられます。また、法人等がその業務に関し産業廃棄物又は一般廃棄物を不法投棄した場合には、法人に対し**3億円以下の罰金**がかせられます。

なお、不法投棄を目的として廃棄物の収集又は運搬をした場合には、**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（又はその両方）**が科せられます。

不法投棄事件検挙事例

空き地に穴を掘り廃棄物を埋めた事案

清掃業を営むAは、自ら管理していた空き地に、重機で穴を掘り、解体した家屋の木くずなどの産業廃棄物、約10トンを目隠しに埋めたため、検挙された。

他人名義の土地に廃棄物を埋めた事案

上下水道工事業を営むBは、工事で発生したがれき、石綿管、塩ビ管などの産業廃棄物、約15トンを目隠しに埋めたため、検挙された。

廃棄物を埋めアスファルト舗装した事案

建設業を営むC業者が、旅館の改修工事において発生したコンクリート殻、廃プラスチック殻、金属くず、燃え殻などの産業廃棄物、約120トンを目隠しに埋め、プール全体をアスファルト舗装したため、C業者の社長及び従業員の2名が検挙された。

■野外焼却は禁止されています！

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は、法律により禁止されています。

庭先のたき火等（焼却禁止の例外）の場合でも、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情がくるような場合は、指導（罰則）の対象となります。

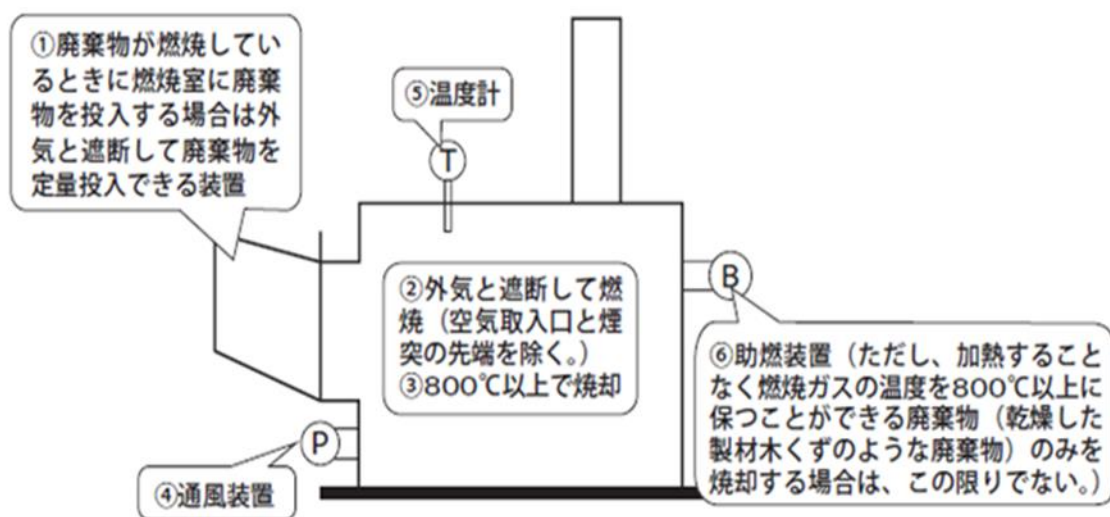
廃棄物を焼却する際には、法令で定められた構造基準を満たした焼却設備で処理基準にしたがって行う必要があります。

なお、平成14年12月1日から、施設規模の大小を問わず、全ての廃棄物焼却炉の構造の基準が強化されており、この構造基準を満たしていない廃棄物焼却炉や一般家庭の簡易

なゴミ焼却炉などは使用が禁止されています。

焼却炉の構造基準

① ～ ⑥の基準が満たされていることが条件です。



これに違反して廃棄物を焼却した場合には、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はその両方）**が科せられ、未遂も罰されます。また、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

なお、不法焼却を目的として廃棄物の収集又は運搬をした場合には、**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（又はその両方）**が科せられます。

焼却禁止違反事件検挙事例

許可を得ず木くず等を焼却した事案

建設業を営むDが、自社の資材置き場において、法定の除外事由がないにもかかわらず、木くずなどの産業廃棄物、約249キロを焼却したため、検挙された。

構造基準不適合の焼却炉による不法焼却

過去に繊維業を営んでいたEが、不要となった繊維くずなど、約30キロを構造基準不適合のドラム缶で焼却したため、検挙された。

＜ 問い合わせ ＞

石川県資源循環推進課：076-225-1474

南加賀保健福祉センター：0761-22-0795

能登中部保健福祉センター：0767-53-6893

石川中央保健福祉センター：076-275-2642

能登北部保健福祉センター：0768-22-2028